

税に関する総会

(第7回総務省・財務省合同政策会議の概要)

日 時：平成21年12月22日(火) 16:30～17:19

場 所：衆議院本館2階 14控室

出席者：菅副総理大臣、藤井財務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、峰崎財務副大臣、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、古本財務大臣政務官、大串財務大臣政務官
ほか

議 題 ・平成22年度税制改正について

・その他

○ 小川総務大臣政務官

皆様こんにちは。大変ご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございました。ただいまから第7回総務省・財務省合同政策会議を開催させていただきます。

本日は、税制調査会から藤井会長、菅会長代行にお越しいただいておりますので、それぞれごあいさつをいただきます。藤井会長、お願いをいたします。

○ 藤井財務大臣

皆さん、ご無沙汰しています。昔のことになってしまったような、選挙のことばかりを思い出させるような顔でいらっしゃいますが、しばらくご無沙汰をしたことをおわびしなければなりません。

副総理が隣におられますので余り多くは申しませんが、税調を二十数回やらせていただきまして、非常にまじめな議論をやっていただいたと思います。例えば、租税特別措置で1,000億円の金を出したのですが、これはちょっと考えられません。前政権には絶対あり得ない話なんです。仕分けの話もそうです。マスコミの人もいらっしゃいますけれども、もっと出たんじゃないのなんて言う人がいますけれども、前政権以前でこんなことをやって、自分たちで出したというのはいないんです。どうかそれは皆様方のお力であるということを、まずお礼を申し上げなければならないと思います。

それ以上特に申し上げることはありませんが、とにかく補正予算にしろ、22年度予算も大詰めに来ておりますが、本当に皆様のお助けをいただきました。鳩山内閣として、やはり経済あってというか、国民生活あっての財政であるということはよく承知をいたしてお

ります。しかし反面において、財政規律が全くなかったら、これはもう国家としての破産になってしまう。このように非常に難しい道でありましたが、皆様方がサポートしてくださったおかげで国債の額も抑えることができそうです。その中で、やはり国民生活に密着した雇用であるとか中小企業であるとか環境であるとか、そういう問題についてはそれなりの対応をとらせていただいていると思います。これは副総理がその部分で非常に大きな力を出していただいた結果でもあるのでございます。

特に財政の規律のことを一言だけ申し上げます。次の世代の人という話がよく出ます。これは全く正しいことです。もう1つ私がずっとやって見てまいりましたことは、国債市場というものが野放図に発行されますと、ものすごく国債の価格が落ちるんです。それは何を意味するかというと、まず、投機屋のおもちゃになるということはもとよりですが、金利が上がるんです。年末の中小企業対策として金利を抑えるということは非常に大事なことでございまして、今のところは皆様のおかげで国債の長期金利は非常に良い姿になっております。これも本当にけじめ、国民生活第一の経済あつての財政という姿をとりながら、1つの財政の規律を守っているという姿がこの国債市場の人たちに目が行っているんだと思います。これは絶対に守らなければいけない。これを破ったときに必ず年末の金利の急騰が始まります。それはせっかく中小企業対策と言いながら、その効果を減殺してしまいます。そういうことをひとつご理解賜りたいと思います。

以上でやめますが、菅副総理が全般のことは話していただけたと思います。マニフェストを初め、皆さん、みんなこの方がやってくださいました。そのことだけ申し上げておきます。

○小川総務大臣政務官

それでは、会長代行の菅副総理からごあいさつをいただきます。

○菅副総理大臣

今日は総務省・財務省合同政策会議ということで、私はあえて所属を言えば内閣府なものですから、この会は初めて出させていただきます。しかし、この2つの合同というのは国税・地方税ということで、税調のご報告あるいは議論でもあると、このようにお聞きをいたしております。今日は5時から月例経済報告がありますので余り長い時間おれませんが、若干の時間をいただいて、この間の動きについて多少の説明をしていきたいと思っております。

ちょっと古い話になりますが、9月に内閣ができて、いろいろな場面でいろいろな

ことに関係されていると思いますか、まず、緊急雇用対策本部が生まれ、緊急雇用対策が確か10月23日に決定されました。そして、1次補正の見直しが行われ、環境問題に関する閣僚委員会が設けられ、さらには現在は、成長戦略に対する1つの政策をつくる策定の会議も設けられております。そういった幾つかのことの中で、何といたっても初めての来年度本予算をつくると。その表裏一体になっている税制大綱をつくる、このことでそれぞれの皆さんのところへもいろいろな声が届いたのではないかと考えております。先日はそれを取りまとめて、小沢幹事長を初め、多くの皆さんが官邸に来られて、幾つかの重要な要請をいただいたところです。そういう諸々のことを含めて、いよいよ最終的な年内での予算編成の最終盤にかかっていることは皆さんもご承知のとおりであります。

昨日はその中でも5つのマニフェストについての最終的な形を、鳩山総理が諸々のことを考慮した中で判断を下し、決定をされたところです。報道には主に暫定税率と子ども手当のことが出ておりますけれども、実はそれに加えて、高校の無償化の問題、農業における個別的所得補償の問題、さらには高速道路の無料化の問題、合わせて5項目について総理のほうから最終的な決定をしていただいたところです。細かくは申し上げませんが、特に皆さん方にある意味でご迷惑をかけることになるかと思っておりますのは、率直に申し上げて暫定税率のすっきりした廃止という形には残念ながら進むことができませんでした。形式的には、10年間延ばしていた道路特定財源を提起とした暫定税率は、制度としては廃止をいたしますけれども、ガソリン税の本則に同じだけの税を乗せた形を当面続けるということで、総理からも、国民の皆さんにマニフェストをそのまま実行できなくて申しわけないというおわびの言葉を述べられたことはご承知のとおりであります。

こうならざるを得なかった大きく2つの理由を総理が言われておりました。1つは、25%CO₂の削減という新たな目標をこの内閣スタート後に掲げられて、その政策とガソリンの税が下がる下がらないということが、整合性を考えるときにはここは下がらない方が次の環境税等を入れることがまだ決まっておりませんので、下がらないところで整合性をとるということが1つあります。それに加えて、言うまでもありませんが、このリーマン・ブラザーズ以降の税収の落ち込みが極めて大きいことはご承知のとおりであります。麻生内閣が作った予算では、たしか46兆円の税収見込みでありましたが、これ自身が40兆円を大幅に切る状況になり、来年度も残念ながら46兆円どころか、40兆円どころか、それをも大きく下回る見通しになったと。つまり、この2つのことを考えたときに、先ほど藤井会長からも話がありました、一方では国債を野放図にこの政権が発行するのだという姿

勢を示すことは、また長期金利の高騰を招くという意味で別の破たんの道に足を踏み込むこととなりますので、44兆円の国債というものは、これすらものすごく大きい額ですから、これは何とか守りきりたいという中でまさに苦渋の選択が、この暫定税率について形式的には廃止をいたしました、実質的には当面存続をする、そういう形になったことをまず御理解いただきたいし、また皆さん方もいろいろなところから聞かれると思いますが、その2つの点を中心に国民の皆さんにも理解を求めていただければと思っております。

もう1つ大きな課題の、子ども手当についてであります。

これは場合によっては、いや、これでよかったなと思っただいている方も多いかと思っております、幾つかの論点があったことはご承知のとおりであります。多くは、例えば扶養控除の廃止をするといった問題におけるいろいろな影響、さらには所得制限については両説あったわけですが、今回は所得制限を設けなかったという決定、さらには、一時は一般財源にして、つまりは児童手当の地方負担分についてどう扱うかという問題についても総務省と厚生労働省の間でいろいろ議論があったわけですが、最終的には総理の方で、今までの地方負担を超えるような負担を地方にお願いすることはしないと。つまり、今まで地方で児童手当等で負担していただいていた範囲内では負担をしていただくけれども、それを超える負担はしないとという形で、厚生労働省の保育にはこれからの幼保一元化などの議論の中では制度変更もあり得るけれども、今年来年については制度変更をそれ自体はしないで、これまでどおりのやり方でやる。こういった1パッケージのものとして最終的に総理の方で決定をいただいたわけであります。

他の問題もそれぞれありますけれども、今日にもそれぞれ各省から財務省との合意を発表されることになっておりますので、他のマニフェストについても一定の合意ができたということをご了解いただきたいと思っております。そういった中で、冒頭申し上げましたように、いよいよ今週、早ければ今日にも税制大綱についての閣議を行い、そして今週中にも予算の最終的な決定の閣議に持って行って、年内の予算編成を完成させたいということでやっております。すべてが初めての鳩山政権というか民主党政権でもありますし、またその中でも従来のやり方と全く違うやり方を政治主導でとっている。まず、その中で特に内閣と党の関係も、新たな関係の中で党の要望をこの政策会議でそれぞれの分野でお聞きすることにはなっておりますけれども、まだまだ十分なコミュニケーションができていないという指摘があることもよく承知をいたしております。そういった点では、今年は実践でありながら、ある意味ではそれぞれ初めての経験が多かったわけですが、何とか今年中

の税制と予算の編成をきちんと完成させて、来年の1月1日からは改めて本当の意味での政治主導であると同時に、全所属国会議員がそれぞれの場でそれぞれの能力をフルに発揮できるような形をしっかりと形づくっていく。そういう意味では、この間のいろいろな、ある意味では思いを持っておられる方も多いと思いますが、そういうものを今度はプラスに変えて来年のスタートにつなげていきたいし、いつていただきたいと、このように思っているところです。

これ以上長い話をするにはできませんが、どうか、最後になりますが、この合同政策会議という形で税制について最終的な形を皆さんの中で決めていくというのか、合意していただければありがたいということを最後に申し上げて、私からのあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○ 小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、依然として記者の皆様にはフルオープンでございます。

議事録の作成・公表等につきましても従前の取り扱いとさせていただきますので、ご協力をいただきたいと思います。

それでは、昨日から、また先ほど来の税制調査会にかけまして、主要検討事項の状況について報告が出ておりますので、国税に関しては峰崎財務副大臣、地方税に関しては渡辺総務副大臣からご説明をさせていただきます。

○ 峰崎財務副大臣

ご苦労さまでございます。いよいよ今日で7回目になるのでしょうか。最後は、今私が見たところ、約30名近い国会議員の方々のご出席をいただいておりますが、本当にもう少し、もっともって熱気あふれる税制調査会、こういうふうに変わっていかねばいかんというふうに、我々の取り組みにもちょっと不十分な点があったことを反省しているところでございます。

さて、もう新聞紙上でかなり皆さん方もご承知で、今さら私の方からお話しするよりも周知のことかもしれませんが、お手元に「残されていた検討課題」の一覧表がございます。暫定税率以下、最後に運輸事業振興助成交付金というところまででございます。それらにつきまして、先ほど菅副総理大臣あるいは藤井財務大臣もお話があったわけですが、それらについて私の方から皆様方にご報告を申し上げ、またご了承をお願い申し上げます。

たいと思うわけでありませう。

まず、一番大きな暫定税率でございますが、現行10年間の暫定税率、これは法律に記載されているわけでありませうが、これは廃止をいたしませう。しかし、当分の間はその税率水準は維持をいたしませう。新しい税を作るわけではございませう。揮発油税の存続でございませう、これは現在本則24円30銭に、さらにこの上積みをするという、まさに租特になつていくわけでございます。

自動車重量税につきましても、地球温暖化対策の観点から、そこに書いてありますように、環境負荷に応じて税率を設定することとして、暫定上乗せ分の国分の半分程度、金額で申し上げますと1,800億円というふうな、その規模の税負担を軽減するというところでございませう。このことによって、地方に迷惑がかからないように仕組みを検討するわけでございます。

さらに、国民生活を守るために、この原油価格で異常な高騰が続いた場合には、トリガーとして税率の課税を停止できるような法的措置を現在講じているところでございませう。この中身がまた決まり次第、皆さん方にもお話をしなければいけない重要な点だろうというふうな思っているところでございませう。

さらに、資料3「地球温暖化対策のための税」を見ていただきたいわけでありませうが、これは平成23年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めることとする。この旨を法律に明記をするというところでございませう。これは昨日のぶら下がりでも総理大臣がこのことを1年以内にやるということを明言されているところでございませうので、ご確認願いたいと思つたわけでございます。

資料4「扶養控除等」でございませうが、これは大変議論が最後まで、ある意味では対立点といひませうか、いろいろな意見があつたところでございませうが、結論から申し上げます、扶養控除、年少で15歳未満の、まさに子ども手当が支給となるところについては所得税・個人住民税ともに廃止をいたしませう。

それから、特定扶養控除、16歳から22歳のところでございませうが、そのうち高校生であるところの16歳から18歳までの特定扶養控除に対する控除の上乗せ部分、所得税で言ひませうと25万円、個人住民税で言ひませうと12万円分、これは上乗せ分を廃止するというところでございませう。そこに※印をつけてありますが、高校の実質無償化と特定扶養控除の見直しに伴つて、現行より負担増となる家計については適切な対応を検討する。まさに、高等学校に行かれていない方々に対する対応だと思ひませうね。これは予算上の措置になるのではな

いかと思いますが、ぜひこの点についても検討するというところでございます。

それから、扶養控除について。これは23歳から69歳までに、何と520万人の方々が扶養控除の対象になっているということで、これは様々な要因によってこういう問題が起きておりますので、この点については、今回はいろいろ努力したわけでありましたが見直しは行わないということです。なお、注記として所得税は平成23年分でございますので、今年度にかかわる分と言えば来年の1月から3月までの税収がある。個人住民税は平成24年度分からということでございますので、今年度は税収にはこれは全く関係ございません。

次のページに資料が載っていますが、これはご覧になっていただきたいと思っております。

「たばこ税」でございます。資料5をご覧になっていただきたいわけですが、ここで皆さん方に、今回のたばこの議論、率直に申し上げて相当活発に議論いたしました。お酒の議論はほとんどありませんでしたけれども、たばこは熱心に議論したわけでありましたが、理念が転換をいたしました。ある意味では、これまでは税収目的にたばこということを考えていたことを、健康ということを観点にこれから転換をしていこうではないかと。しかし、急激な転換ということについては、葉たばこ農家、税収、小売店、製造業者、大きな影響を及ぼすわけでございまして、ぜひこの点については現行のたばこ事業法の改廃も含めて事業のあり方について新たな枠組みの構築を目指す、これが非常に大きいポイントでございますが、来年はどうするんだということで、価格は1本につき5円値上げ、うち税収は3.5円で、およそ1対1でこれは地方と国に分けるわけでございます。

実施時期は平成22年10月1日ということございまして、先ほども、7月1日になっているのをなぜ10月1日に変えるのだという質問を受けました。選挙を意識しているのではないですかということは言われたわけでありましたが、我々、今まで過去1円以上上げたことはございません。これを5円上げるということございまして、これらに対する様々な対策を事前に打たなければいけないことなども含めて、これは我々としては10月1日からならざるを得ないのだということを申し上げたところでございます。

資料6は「一人オーナー会社課税」でございます。実は、大きな転換を行いました。この間、多くの7回にわたる会合で、私の耳にした限りにおいて、記録した限りで一番多かったのは、この一人オーナー会社課税を廃止するべきではないかという主張でございました。参議院では法案も出しました。そういうことも含めて、一人オーナー会社課税については廃止をいたします。

上記の改正は平成22年4月1日以降に終了する事業年度に適用ということございまして

て、オーナー会社課税に関する課税については、しかしそうはいつでも、多くの議論をしてまいりました二重控除の問題ですね。これについて、まさに抜本的な措置を来年の23年度改正で講じていこうと。まさに、所得税のあり方に対する大きな見直しを進めていこうということでございます。

資料7は「農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置」でございまして、免税・還付措置を1年間に限り延長するという取りまとめをいたしました。これは、地球環境問題も含めて考えなければポイントはあるということでございます。

資料8は「郵貯・簡保が郵便局に支払う消費税の非課税要望」がございました。これは国会決議もありました。そして、私たち民主党の税制改革大綱の中にもかつて記載をしたことかございます。野党時代です。しかし、よく考えてみると、これはなかなか、ここにこういう形で消費税を非課税にすれば、他の道路公団であるとか日本銀行であるとか、様々なところに波及するというので、ここに書いてありますように「郵政改革の基本方針」、これらに沿った検討を踏まえながら、ユニバーサルサービスの担保のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行います。予算上の措置などについての検討というものは十分これからは検討していきますよということを記載させていただいているところでございます。

資料9「沖縄の貨物便に係る航空機燃料税の軽減要望」は、依然として「P」となっておりますが、現在、この問題を担当しておられる前原大臣と、それからこの要望を出された国民新党の間での調整を現在進めているところでございまして、今日の6時半までの税制調査会の大綱決定前までにぜひこれを調整していただきたいということを要請しているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○ 渡辺総務副大臣

それでは、地方税の部分につきましてご説明申し上げます。

いわゆる暫定税率に係る部分につきましてでございますけれども、地方税であります自動車取得税につきまして、今、行われているいわゆるエコカー減税につきましては、エコカーの普及に相当の効果があるということで、これは実施をするということでございます。この減収部分、特例交付金で補てんされていることを踏まえまして、これも継続をするということでございます。

そしてまた、冒頭に言うべきでしたけれども、暫定税率の地方税部分につきましては、

国税と同様の対応をとることといたします。

そして、自動車重量税の国税のうち2分の1がなくなるわけですが、御存じのとおり、重量税は譲与税という形で地方に渡されております。この部分が減収とならないように譲与の割合を1,000分の407という形で変更しまして、これまでと同様の税収が確保できるようにしております。

それから、扶養控除の見直しの点でございますが、この年少の部分につきましては、国税と同様に地方税の年少扶養控除の33万円を廃止いたします。そして、高校の実質無償化に伴って、今度は特定扶養控除の上乗せ部分、地方税の場合は12万円でございますが、これが16歳以上19歳未満、いわゆる高校生3年間分の間につきましてはこの12万円が廃止をされるということにいたしました。扶養控除の見直しについて、国民健康保険料等に影響が生じますので、この点については負担の基準の見直し、経過措置の導入等、適切な措置をとっていく。この控除見直しの部分につきましては、様々なそういう、他の諸々の部分に影響を与えるのではないかという議論がございました。たくさんのご意見をいただきましたので、この点については適切な措置を講じるということにいたしました。

たばこ税につきましては、これはもう国と地方のいわゆる配分基準、配分比率は今までどおり1対1にするということにしております。

それから、もう1つは地方環境税のことにつきましてもいろいろ議論がございました。平成23年度に実施に向けた成案を得るべく検討していくと。来年度の1年間をかけて地方環境税のあり方について検討しよう。当然、地球環境対策は最も消費者に近い自治体がいろいろな形で様々な施策を講じておりますので、この様々な環境負荷に応じた課税を地方で行う、このことで検討していきたいというふうにしております。

それから、最後ですけれども、これも議論のありました、多分皆様方のところにも地元の運送関係、トラック業界の方々から陳情がかなり波状的にあったのではないかなと思っておりますけれども、いわゆる運輸事業振興助成交付金というものでございます。トラック業界、バス業界が受けているいわゆる補助があります。これは、税制というよりもどちらかという自治体からの交付金なんですが、これを交付する行政の根拠は、総務省からの事務次官の通達でございます。それに基づいて地方の自治体が交付金を地元のトラック業界、バス業界に出していたわけですが、これは実は導入された経緯というのが、暫定税率が導入されたということと、ある意味引きかえに行われてきたわけですが、我々としては、この点についての議論がありましたけれども、暫定税率が正直なくなりしま

したけれども負担する税は一緒だと、水準は変わらないということで、そもそもの前提がなくなりましたので、引き続きこの助成交付金については継続をするということにいたしました。

説明は以上でございます。

○ 小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

本日でございますが、この後も税制調査会の全体会合、または臨時閣議と、大変時間が立て込んでおります。その関係上、1時間の時間を確保させていただきました。5時半までということでございますが、ぜひ活発にご議論、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

○・・・議員

暫定税率に代わる新たな制度ですか、というような言い方を何かしたみたいで、それをもってマスコミは「新税」と専ら言っております。この中身がどうなるかというのが私は大変国民の理解において重要なことだと思っております。新税なのか、暫定税率も今の租税特別措置ですから、新たな租税特別措置にするのか新税なのかによって全然意味が違ってきます。新税であれば、明らかにこれは看板の書きかえです。この点をはっきりしていただきたいというように思っております。

○・・・議員

私、前回の合同政策会議のときに、暫定税率に関しまして私の耳に入ってきた国民の声として、余り無理しないで、財源がないのであれば暫定税率そのままでいいんじゃないかと。ただ、2年なり3年なり先には約束は守りますから、今回は財源のために踏ん張りなさいということであれば俺たちはいいよという声があったということをお伝えいたしました。それで、その後、党の方からも暫定税率を残せというようなご要望があったと聞いて、ああ、よかったなと思っておりました。翌日だか翌々日、鳩山総理が、やはりマニフェストに沿ってこれはなくしていきたいとおっしゃいました。これは私は、人の形式として、武士は食わねど高楊枝でもいいのだと、これも国民の理解が得られるだろうと思っておりました。一番恐れたのは、名前を変えて税率をちょこっといじったぐらいで、今お話があったようにもし新税ということになると、これは国民はばかではありません。もう足元を見透かされて、私は支持率急降下ということになりはせんかと、非常にこれを恐れました。先ほどの話を聞きますと、それはある程度回避できたのかなと。ガソリン税ということで

残っていく。ただし、それが租特という形で残ったにしても、暫定税率であれば先ほども申し上げましたように二、三年まではちょっと我慢してよということができるけれども、租特になるといつまで続くのか。こういう心配を消費者の方々は抱くと思うんです。この辺を少なくともはっきりさせていただかないと、支持率低下につながっていくと言わざるを得ない。これを非常に私は心配をしておりますので、この辺のお考えをお聞かせいただきたい。

それからついでに、漁業用A重油を1年延期されたということで、1つだけ感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○ ・ ・ ・ ・ 議員

暫定税率のところではちょっとお伺いしたい点がございます。3番目のところで書いてある「原油価格の異常な高騰が続いた場合は、その税率を停止することができる」と書いてあるんですが、この「異常な高騰」というレベルをどこで判断されるのか。実際、消費者はガソリン価格に敏感で、原油というよりもガソリン価格になると思うのですが、ガソリン価格になると地方によって値段が随分違うと。こういったアンバランスもありまして、これをずっと引っ張っていくことは常にどうなんだどうなんだという話がありますので、私はあえてこういうものを書く必要があるのかどうかと思いますし、1年後には多分環境税との連携というものが非常に議題になってくると思うんです。今の財政状況では暫定税率をある程度維持するというのはやむを得ないのかなと私は思いますが、環境税のところもしっかり議論していかないと、今の環境省の環境税の案でいきますと、この暫定税率以外にもその川上にかけるということで大変不満が多く出ておりますので、そういったことをしっかりこれから議論していただかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点、たばこ税の関係ですが、私自身も愛煙家でございますけれども、今回5円値上げをするということなので、私も実際、地元に戻ったときに、たばこ農家の方々にちょっとお話を聞いたことがあります。税金が上がって全体の量は減ってくると。これはたばこ農家に一番響くことになるんです。そのことをある程度、上がれば仕方ないのかという話もありましたけれども、一番困っていらっしゃるの、そのたばこ農家の葉っぱのランクづけ、これが非常にシビアだということだそうです。ですから、そこを若干緩和すればたばこ農家の収入というのはある程度フォローできるのではないかなと、こういった意見も出ていましたので、そういったことをぜひ頭の隅にでも置いていただければ

と思います。

○・・・議員

暫定税率が「当分の間維持する」と書いてあって、その後「地球温暖化対策のための税については23年度実施に向けた成案を得るべく」とも書いてあって、多分この地球温暖化対策のための税と暫定税率を今度変えるものについては何か関係があるのかなというふうに思うんだけど、「当分の間」ということと「23年度の成案」ということは一体どういう関係を考えているのかというところがちょっとわかりづらいので、教えていただきたいと思います。

それから、一人オーナー会社課税の問題ですけれども、これは一番多く発言が出たというふうに先ほど副大臣からお話がありましたので、最後に当たって1つ言わなければいけないのかと思って、我々が主張していたことについて大変ご配慮いただきましてありがとうございますということではあるのですけれども、1つ、私は扶養控除のところでも言えるのですけれども、この扶養控除はいろいろな妥協の産物的にでき上がってしまっているものですから、もともとの民主党の「所得控除から税額控除」というふうに税制の仕組みを変えていこうという基本的発想というものが扶養控除のところで大分失われてしまっているのかなと思って、これから本当にこの形の扶養控除をどれだけ続けていくのでしょうかというふうな気がするんですね。一人オーナー会社課税について言うと、これは23年度改正で、所得税のあり方についての議論の中で23年度改正でこの問題について抜本的な措置を講ずるんだと書いてあって、では所得税について全体的な見直しが行われる中で、一体この扶養控除というものはどういう位置付けで考えておられるのでしょうかという問題があるような気がするんですね。その点をちょっと教えていただきたいと思います。

それから最後に、運輸事業振興助成交付金なんですけれども、先ほど渡辺さんが、これの根拠は総務省の次官通達だという話がありまして、実はこれ、いろいろと、私も地元で話を聞くときに、むしろこんな変なもの、いい加減なものとか、業界対策的なものはやめるべきだという声のほうが実は私のほうにはたくさんあったんですね。皆さん方に寄せられた話は、ぜひ維持してほしいという業界からの要望のほうが多かったのかもしれませんが、私は、こういう事務次官通達でやっているというような根拠があいまいなものについて言えば、やっぱりちゃんとした根拠を国会が関与する形でやるべきだと。むしろ仕組みとしては、従来どおり継続するのではなくて国会の法律の中でしっかりとその根拠を明らかにすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうかということでありま

す。

○ 小川総務大臣政務官

引き続き、今日のご発言をいただく時間を優先させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、政府側、簡潔なご答弁をお願いします。

○ 峰崎財務副大臣

簡潔になるように努力をいたします。

暫定税率に代わる新たな制度は新税ではありません。これは、税率は維持しますから、当然これは揮発油税です。先ほど言った4円30銭です。それより上積みしている本則以外の高いものは租税特別措置になります。ですから、これは期限の来ない租税特別措置であります。ただし、ここの「当分の間」というのは、先ほど質問がありました。これは、地球温暖化対策税は平成23年度に入ってくるという前提で、これが入るまでの間は今の状況が続くということでございます。では、それぐらい、その後どうなるのかということ、この設計次第だというふうに思いますし、先日、環境省案が、私はまだまだこれは十分議論しなければいけない、まだまだ荒っぽい内容だというふうに、私が言ったらおかしいですが、まだ洗練されていない内容であると思っていますので、これはぜひ引き続き議論していきたいと思っております。

それから、今回のいわゆる暫定税率の問題については率直に申し上げまして、私は非常に大きかったのは、税収がやはりものすごく大きいということなんだろうと思いますね。車体及び燃料も含めて2.5兆円、消費税率にして1%という大変大きいものでございました。それらも含めて、総合的に最終的に判断をされたわけですから、当然将来的に我々が考えていたことは、経済が豊かになるというか、税収がこれから伸びてきたりそういう条件が起きたときには当然これについての、おっしゃるように我々のもともとの考え方はどうだったんだということについてはやはり追求しないといけないし、私は、燃料だけでなく目が向いているんですけども、実は自動車取得税と消費税が2つかかっていたり、あるいは自動車税、あるいは自動車重量税と、本当に自動車に多段階にわたってかかっているんですね。これを簡素化していきましょうよということは我々民主党の税調ではずっと一貫しておりましたので、今回は国税の自動車重量税の、しかもその半額だけというところにとどまったというのは、これまで税をやってきた者からすると、ちょっとまだまだこれは今後の大きな課題だねということは確認できるのではないかなと、私自身は思ってお

ります。

トリガー価格、いわゆるこの価格になったらというところは、これは今、法制局との相談で、つまり租税法定主義に違反しないような形でどのように設定できるのかといった議論をずっと今検討していただいています。こういうこと考え方を盛り込みながら、實際上、では幾らの値段、それはWT I、つまりよく言われているホワイト何とかインターメディアという軽質油ですか、テキサスの。あれで行くのか何で行くのかとか、いろいろ出てまいりますので、それらのいわゆるトリガー価格の設定のあり方については、これは今現在検討しています。これは決まれば、決まればというか、案が出てくれば、皆さん方にもご了解を求めなければいけない重要なポイントだと思っておりますので、この点についてはそういう意味でまだ税調の場でも全くその中身についてはこれからの議論になりますが、そういうことを検討していきましょう。つまり、平成20年に1バレル100ドルを超えてものすごく高騰しましたよね。ガソリン価格で言えばリッター200円ぐらいになるのではないかというときのことを我々は知っているだけに、そういうものが起きたときには、やはり今で言えば暫定税率ですけれども、それを下げる。そういったことをしっかりと検討するというこの条項を入れていこうということでございますので、今申し上げた点で出ています。環境省についての、環境税との関係も出てくるというのは率直にそのとおりでございますが、環境税が入ったとしても、このトリガー価格というものが引き続き置けるのか置かないのか、これもまた引き続きの議論の対象になってくると思います。

たばこの問題ですが、たばこの葉っぱは国内で4割ぐらいの自給だそうですが、今おっしゃられたようにランクづけを少し下げて緩やかにしてくれということなんですが、聞くところによると、日本のたばこよりも外国のたばこの方がやはり高級なんだそうですね。高級というのは、我々の嗜好に合うんだそうですけれども、軽さだとかいろいろなことがあるんだそうですが、そういった点を今は含めて、これはたばこ農家だけではなくて小売店あるいはJT、たばこを作っているところの雇用まで連動してまいりますので、それらを含めて総合的にこれは検討していこうということを今日も税調の場では一応確認しておりますので、抜かりないようにしていきたいと思えます。

一人オーナー会社課税のところ、これから先どういう形で進めるのかという一人オーナー会社課税の問題は、今年廃止をして、来年以降、本当にこれは所得税のあり方についての抜本見直しに我々としては入ってまいります。今おっしゃられたのは、控除のあり方のうち扶養控除のあり方が非常にぎっこんばったん、つまり0歳から15歳までは全くな

い。それから、16歳から18歳まで3年間だけは38万円、その上が63万円、また下に38万円と下がっていくんですが、これは将来的にどうするんですかというのは、今回は子ども手当の財源との見合いみたいな形で損得勘定というものが非常に出てきたと思っているんです。そういう意味で、これは現金給付ではなくて、将来サービス、つまり社会保障給付を賄うために、そこの扶養控除を税額控除にしたり、あるいはそれをやがては社会保障財源に充てていくための財源にしたり、我々の持っていた発想というのはそういう意味では何もこれは全部現金給付だけではないということも実は考えてきたことの経過なんです。ですから、それらについてはそもそも我々は元々の原点というのは所得税の累進性、つまり最高税率を上げるのではなくて課税ベースを広げていくという観点で、いわゆる所得控除というもののあり方で、これは税額控除に変えたり給付に変えたり、あるいは給付付き税額控除に変えたり。この給付付き税額控除に変えるためには、納税者番号制度というのは不可欠ですと。こういうような一連の流れを我々は考えておりましたので、そういう観点でこれからも改革を進めていくと、こういうことだと思っております。

○・・・議員

それはだから、一人オーナー会社課税のところに書いてある抜本的かどうかは、所得税のあり方の検討のときに合わせてはやらないということですね。

○峰崎財務副大臣

それは当然のことながら合わせてやっていくんです。合わせていくんですが、やる順序、何から進めていくのか、どういうふうにしてそれを税額控除にとどめるのか、あるいはそれをさらに給付付きまで進めていくことのできるのか、こういったことの議論がおそらくこれから税調で続けたいといけないうのではないかと思っております。

○渡辺総務副大臣

今、議員からのお話にありました運輸事業振興助成交付金ですが、いきさつを申し上げますと、当初、国土交通省から税調の中で継続というような要望が出まして、私ども、小川政務官を中心に政務官同士いろいろ議論をいただきまして、このまさに交付する根拠というのは事務次官の通達であります。この点についてももうなくしていこうという議論も実はしております。ただ、それはあくまでも暫定税率がなくなることを大前提に我々は議論をしていたわけでございます。もちろん、ご指摘のことにつきましては、確かにぜひ継続してほしいという業界側の要望もあれば、中にはもう歴史的役割は終わったのではないかと。あるいは、出すにしてもこういう根拠をもとにやるのはいかなものかという、

そもその議論があったのも事実です。ですから、私は・・・議員のご指摘に対してある意味賛同する部分もあるんですが、ただ、しかし暫定税率が廃止されなかったということも踏まえまして、これはある意味では総合的に判断した結果がこうだったということで、ぜひ今回のこれはあり方についての議論はあろうかと思います。実際にどういう形で基金が使われているのかということもまだまだ議論をしていかなければならないところでございますので、今回に限っては今までの従来の形でやるということでございますが、いろいろな課題点や問題点があることは、まさに同じ思いでございます。

○小川総務大臣政務官

ありがとうございました。

残り時間が10分少々ということで、大変申しわけございません。そうした中でぜひ活発にご意見をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第7回の税制に関します合同政策会議を終了させていただきます。ご協力、ご出席をいただいた先生方、本当にありがとうございました。